

千葉県渋滞・安全見える化委員会

〔千葉県移動性（モビリティ）向上プロジェクト委員会
・千葉県安全性向上プロジェクト委員会〕

日 時 平成 19 年 6 月 18 日(月)
13:30~15:00

場 所 三井ガーデンホテル
4階「白鳳」会議室

議 事 次 第

- 1 開 会（あいさつ）
- 2 委員会規約の変更
- 3 委員の紹介
- 4 議 事
 - （1）プランの策定状況について
 - （2）対策箇所の状況について
 - （3）新たな対策箇所（新プラン）策定について
 - （4）その他
- 5 閉 会

千葉県渋滞・安全見える化委員会

(千葉県移動性(モビリティ)向上プロジェクト委員会
・千葉県安全性向上プロジェクト委員会)

出席者名簿

H19.6.18

			移動性向上 プロジェクト 委員会	安全性向上 プロジェクト 委員会
委員長	赤羽 弘和	千葉工業大学工学部 教授	出	
委員	村上 徹	千葉県警察本部 交通企画課長	出	
	本田 和義	千葉県警察本部 交通規制課長	出	
	小石 まさよ	千葉県商工会議所連合会 事務局長	出	
	吉川 秀明	千葉県トラック協会 事務局長	出	
	加藤 廣	千葉県バス協会 常務理事	出	
	羽部 秀明	千葉県交通安全協会連合会 事業管理課長		出
	佐々木 次郎	千葉県安全運転管理協会 事務局長		出
	川名 親	千葉日報社 取締役業務局長	出	
	石田 秀司	千葉県 県土整備部 道路計画課長	代	
	金澤 和信	千葉県 県土整備部 道路整備課長	代	
	橋本 竹博	千葉県 県土整備部 道路環境課長		出
	佐伯 明	千葉県 環境生活部 交通安全対策課長		出
	井上 直人	千葉市 土木部長 土木部 維持管理課 主幹		代
	沖野 則夫	千葉市 道路部長 道路部 道路計画課 主幹	代	
	大庭 孝之	千葉国道事務所長	出	
	吉木 務	首都国道事務所長	出	
皿井 聖	東京湾岸道路調査事務所長	出		
事務局	関東地方整備局 千葉国道事務所 計画課			
	関東地方整備局 千葉国道事務所 交通対策課			
	千葉県 県土整備部 道路計画課			
	千葉県 県土整備部 道路環境課			
	千葉市 建設局 道路部 道路計画課			
	千葉市 建設局 土木部 維持管理課			

規約変更箇所

千葉県移動性(モビリティ)向上プロジェクト委員会

(構成) 第4条

変更前	変更後
千葉県警察本部 交通企画課長	千葉県警察本部 交通企画課長
千葉県警察本部 交通規制課長	千葉県警察本部 交通規制課長
千葉県商工会議所連合会 事務局長	千葉県商工会議所連合会 事務局長
千葉県トラック協会 事務局長	千葉県トラック協会 事務局長
千葉県バス協会 常務理事	千葉県バス協会 常務理事
千葉日報社 取締役業務局長	千葉日報社 取締役業務局長
千葉県 県土整備部 道路計画課長	千葉県 県土整備部 道路計画課長
	千葉県 県土整備部 道路整備課長
千葉市 道路部長	千葉市 道路部長
千葉国道事務所長	千葉国道事務所長
首都国道事務所長	首都国道事務所長
東京湾岸道路調査事務所長	東京湾岸道路調査事務所長

(事務局) 第11条

変更前	変更後
国土交通省 千葉国道事務所 調査第一課	国土交通省 千葉国道事務所 計画課
国土交通省 首都国道事務所 調査第二課	_____
千葉県 県土整備部 道路計画課	千葉県 県土整備部 道路計画課
	千葉市 建設局 道路部 道路計画課

千葉県移動性（モビリティ）向上プロジェクト委員会規約（案）

（設置）

第1条 千葉県内の移動性の向上を検討する委員会（以下「委員会」という）は、国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所が設置する。

（目的）

第2条 委員会は、公正・中立な立場から、協働をモットーとして実施する各種移動性向上方策に対して、道路利用者や国民の意識からずれがないか、「経営としての適切さ」を様々な立場で議論する場と位置づけ、千葉県内の道路行政運営に反映する。

（所掌事項）

第3条 委員会は、前条の目的を達成するために、以下の事項について実施するものとする。

- （1）移動性向上に関すること
- （2）パブリックコメントなどを活用した県民意見の把握に関すること
- （3）その他必要な事項

（構成）

第4条 委員会は、有識者、行政委員をもって構成し、委員の構成は別紙の通りとする。
2 委員の追加・変更は、委員会の承認を要するものとする。

（第三者性）

第5条 委員は、委員会の目的に照らし、公正・中立な立場から特定の行政機関及び特定の利害関係者等の利害を代表してはならない。

（委員の任期）

第6条 委員の任期は、活動の始動期とする。尚、任期はプロジェクトの進行状況により延期できるものとする。

（委員長）

第7条 委員会には、委員長を置くものとする。
2 委員長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(委員会の運営)

第8条 委員会は、委員長の発議に基づいて開催する。

2 委員長は、委員会に運営にあたり必要な資料等を事務局に求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、個人情報など公開することが望ましくない情報を漏らしてはならない。
また、その職を退いた後も同様とする。

(委員会資料の公表)

第10条 委員会における資料については、委員会終了後公表するものとする。

(事務局)

第11条 事務局は、国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所計画課、千葉県県土整備部道路計画課、千葉市建設局道路部道路計画課に置く。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度審議して定めるものとする。また、本規約の改正等は、本委員会の審議を経て行うことができるものとする。

付則 この規約は、平成17年11月21日から施行する。

付則 この規約は、平成19年6月18日から施行する。

千葉県移動性(モビリティ)向上プロジェクト委員会

委員長	赤羽 弘和	千葉工業大学工学部 教授
委員	村上 徹	千葉県警察本部 交通企画課長
〃	本田 和義	千葉県警察本部 交通規制課長
〃	小石 まさよ	千葉県商工会議所連合会 事務局長
〃	吉川 秀明	千葉県トラック協会 事務局長
〃	加藤 廣	千葉県バス協会 常務理事
〃	川名 親	千葉日報社 取締役業務局長
〃	石田 秀司	千葉県 県土整備部 道路計画課長
〃	金澤 和信	千葉県 県土整備部 道路整備課長
〃	沖野 則夫	千葉市 道路部長
〃	大庭 孝之	千葉国道事務所長
〃	吉木 務	首都国道事務所長
〃	皿井 聖	東京湾岸道路調査事務所長
事務局	国土交通省 関東地方整備局 千葉国道事務所 計画課	
	千葉県 県土整備部 道路計画課	
	千葉市 建設局 道路部 道路計画課	

規約変更箇所

安全性向上プロジェクト委員会

(構成) 第4条

変更前	変更後
千葉県警察本部 交通企画課長	千葉県警察本部 交通企画課長
千葉県警察本部 交通規制課長	千葉県警察本部 交通規制課長
千葉県トラック協会 事務局長	千葉県トラック協会 事務局長
千葉県バス協会 常務理事	千葉県バス協会 常務理事
千葉県交通安全協会連合会 事業管理課長	千葉県交通安全協会連合会 事業管理課長
千葉県安全運転管理協会 講習課長	千葉県安全運転管理協会 事務局長
千葉日報社 取締役業務局長	千葉日報社 取締役業務局長
千葉県 県土整備部 道路環境課長	千葉県 県土整備部 道路環境課長
千葉県 環境生活部 交通安全対策課長	千葉県 環境生活部 交通安全対策課長
千葉市 土木部長	千葉市 土木部長
館山市 市民福祉部長	_____
君津市 建設部長	_____
松戸市 市民担当部長	_____
富津市 建設部長	_____
千葉国道事務所長	千葉国道事務所長
首都国道事務所長	首都国道事務所長

(事務局) 第11条

変更前	変更後
国土交通省 千葉国道事務所 交通対策課	国土交通省 千葉国道事務所 交通対策課
国土交通省 首都国道事務所 工務課	_____
千葉県 県土整備部 道路環境課	千葉県 県土整備部 道路環境課
千葉市 建設局 土木部 維持管理課	千葉市 建設局 土木部 維持管理課

千葉県安全性向上プロジェクト委員会規約（案）

（設置）

第1条 千葉県内の安全性の向上を検討する委員会（以下「委員会」という）は、国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所が設置する。

（目的）

第2条 委員会は、公正・中立な立場から、協働をモットーとして実施する各種安全性向上方策に対して、道路利用者や国民の意識からずれがないか、様々な立場で議論する場と位置づけ、千葉県内の道路行政運営に反映する。

（所掌事項）

第3条 委員会は、前条の目的を達成するために、以下の事項について実施するものとする。

- （1）安全性向上方策について検討、評価
- （2）パブリックコメントなどを活用した県民意見の把握に関すること
- （3）その他必要な事項

（構成）

第4条 委員会は、有識者、関係委員をもって構成し、委員の構成は別紙の通りとする。

- 2 委員の追加・変更は、委員会の承認を要するものとする。

（第三者性）

第5条 委員は、委員会の目的に照らし、公正・中立な立場から特定の行政機関及び特定の利害関係者等の利害を代表してはならない。

（委員の任期）

第6条 委員の任期は、活動の始動期とする。尚、任期はプロジェクトの進行状況により延期できるものとする。

（委員長）

第7条 委員会には、委員長を置くものとする。

- 2 委員長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(委員会の運営)

第8条 委員会は、委員長の発議に基づいて開催する。

2 委員長は、委員会に運営にあたり必要な資料等を事務局に求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、個人情報など公開することが望ましくない情報を漏らしてはならない。
また、その職を退いた後も同様とする。

(委員会資料の公表)

第10条 委員会における資料については、委員会終了後公表するものとする。

(事務局)

第11条 事務局は、国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所交通対策課、千葉県県土整備部道路環境課、千葉市建設局土木部維持管理課に置く。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度審議して定めるものとする。また、本規約の改正等は、本委員会の審議を経て行うことができるものとする。

付則 この規約は、平成17年11月21日から施行する。

付則 この規約は、平成19年6月18日から施行する。

千葉県安全性向上プロジェクト委員会

委員長	赤羽 弘和	千葉工業大学工学部 教授
委員	村上 徹	千葉県警察本部 交通企画課長
〃	本田 和義	千葉県警察本部 交通規制課長
〃	吉川 秀明	千葉県トラック協会 事務局長
〃	加藤 廣	千葉県バス協会 常務理事
〃	羽部 秀明	千葉県交通安全協会連合会 事業管理課長
〃	佐々木 次郎	千葉県安全運転管理協会 事務局長
〃	川名 親	千葉日報社 取締役業務局長
〃	橋本 竹博	千葉県 県土整備部 道路環境課長
〃	佐伯 明	千葉県 環境生活部 交通安全対策課長
〃	井上 直人	千葉市 土木部長
〃	大庭 孝之	千葉国道事務所長
〃	吉木 務	首都国道事務所長
事務局	国土交通省 関東地方整備局 千葉国道事務所 交通対策課	
	千葉県 県土整備部 道路環境課	
	千葉市 建設局 土木部 維持管理課	